

平成27年（2015年）3月23日

兵庫県行政書士会

姫路支部 支部長 様

姫路市長 石見 利勝
(公印省略)

競争入札参加者の業者登録申請及び格付申請における経営事項審査の取り扱いについて

経営事項審査の審査基準が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、姫路市建設工事の競争入札参加者の業者登録申請及び格付申請にあたり提出する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「経営事項審査結果通知書」という。）について下記のとおり取り扱いますので、お知らせいたします。

2 平成28・29年度業者登録申請における取り扱いについて

登録申請期間の末日において有効な経営事項審査結果通知書であれば、改正前・改正後いずれの審査基準のものも受け付けます。

なお、既にホームページ等で通知しておりますが、姫路市では、平成28・29年度業者登録申請から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していることを申請の要件とし、社会保険等加入状況の確認を下記のとおり行います。

・社会保険等加入状況の確認方法について

業者登録申請時に提出する経営事項審査結果通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄により以下の確認を行います。

（1）すべての社会保険等の加入の有無が、「有」又は「除外」となっている場合は、業者登録申請を受け付けます。

（2）いずれかの社会保険等の加入の有無が、「無」となっている場合は、業者登録申請を受け付けません。

記

1 平成27年度業者登録申請及び格付申請における取り扱いについて

（1）平成27年1月に業者登録申請・格付申請を既にしている者

申請時に提出した経営事項審査結果通知書により格付けを行います。なお、格付けは同一年度に一回限り行いますので、登録業種を一旦廃止し、再度当該業種の登録を申請した場合を除き、改正後の審査基準に基づく経営事項審査結果通知書による再格付けは行いません。

（2）平成27年4月以降に業者登録申請・格付申請をする者

登録申請期間の末日において有効な経営事項審査結果通知書であれば、改正前・改正後いずれの審査基準のものも受け付けます。なお、既に格付けしている業種については、登録業種を一旦廃止し、再度当該業種の登録を申請した場合を除き、改正後の審査基準に基づく経営事項審査結果通知書による再格付けは行いません。